

必要書類チェックシート

氏名() (男・女)

以下をよく読んで、回答欄の項目に○を記入し、■の対象書類をご提出ください。

No.	質問	回答欄	必要な書類
1	マイナンバー、 名前・住所は間違い ないですか？	はい	マイナンバーは本人分を含め扶養者がいましたら 全員分記入が必須 です。既に印字済みでしたら、間違いが無いかご確認ください。訂正がありましたら 赤ペンにて二重線と共に修正 をお願いします。
2	今年入社で 前職 がありますか？	はい	■ 前職の源泉徴収票 令和7年分源泉徴収票の提出が必要です。
		いいえ	必要書類はありません
3	配偶者・配偶者以外の親族を扶養に入れますか？ (該当する項目にチェック☑をお願いします)	はい	□配偶者 □親 □16歳以上の親族 □15歳(中学生)以下の親族 働いている・年金収入がある親族の名前の記載をお願いします。 【氏名
		扶養はいない	■ 収入のわかる資料 親族が働いている・年金がある場合 例 源泉徴収票・所得証明書・年金の源泉徴収票など
4	昨年も、住宅ローン控除を受けていますか？ ※控除一年目は確定申告が必要です。	はい	■ 住宅借入金等特別控除申告書 住宅ローン控除1年目の確定申告後、税務署から送られています。年末借入残高証明書を見ながら記入してください。住宅借入金等特別控除申告書の再発行は税務署でのみ可能ですので、紛失された場合には税務署に再交付申請を行ってください。
		いいえ	■ 年末借入残高証明書 年末にかけて、借入れした金融機関から送られてきます。お手元に無い場合は金融機関までお問い合わせください。
		いいえ	必要書類はありません
5	当社と同時に他社からの給与所得 (当社より給与所得が多い) がありますか？	はい	当社では年末調整できません。会社からは源泉徴収票のみ発行しますので、給与所得が多い会社で年末調整を行ってください。なお、年末調整後、ご自身で確定申告が必要となります。
		いいえ	必要書類はありません
6	生命保険料・地震保険料・損害保険料を支払っていますか？	はい	■ 保険料支払証明書 生命保険料(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)、地震保険料(地震保険料、旧長期損害保険料)を支払っている場合は、保険料控除申告書に記入してください。配偶者が契約者であっても、ご自身が保険料を支払っているのであれば保険料控除の対象として控除が可能になります。
		いいえ	必要書類はありません
7	国民健康保険または国民年金を支払っていますか？ 給与から天引きされる分を除く	はい	■ 支払証明書または領収書 社会保険料(国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料)は、給与から天引きされているものの以外が対象となります。本人または本人と生計を一つにする配偶者・親族が支払っていることが必要です。支払証明書は、年末にかけて送られてきます。領収書は支払時に受領したものになります。
		いいえ	必要書類はありません
8	小規模企業共済を支払っていますか？	はい	■ 小規模企業共済掛金払込証明書(iDeCo等含む) 年末にかけて送られてきます。お手元にない場合は独立行政法人中小企業基盤整備機構までお問い合わせください。
		いいえ	必要書類はありません
9	ひとり親または寡婦に該当しますか？(該当しなければ無記入)	はい	□寡婦(夫と死別又は離婚をした後婚姻していない(内縁の方がいない)女性かつ扶養親族がいる人) □ひとり親(配偶者と死別又は離婚をした後婚姻をしていない(内縁の方がいない)人でかつ扶養する子供がいること)

申告書(扶・保・基配特所)のある書類)は全て記入をお願いします。